

財 関 第 4 4 3 号  
令和 8 年 4 月 10 日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

分類例規の一部改正について

分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、令和 8 年 4 月 11 日以降申告される貨物について適用されたい。

記

分類例規の一部を次のように改正する。

第 2 部（国内分類例規）中、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。